

STEP1

## まずは電話相談

○小田原市公設水産地方卸売市場（以下、「水産市場」という。）では、一般の方は魚を購入することが出来ませんが、一定の期間及び所定の手続きを経た上で、買受人もしくは買受人補助者になることが出来れば、魚を購入することが出来ます。

○本資料では手続きに関わる概要を説明しますが、個別のご事情もあると思いますので、まずは小田原市経済部水産海浜課に電話相談をしてください。（TEL：0465-22-9227）

STEP2

## 買受人“補助者”へ

○一足飛びに買受人になることは出来ず、ステップとしては、まず「買受人補助者」になる必要があります。

○「買受人補助者」になるためには、既に水産市場で、魚を購入する権利がある「買受人」のもとで、6か月以上の期間で、取引のルールや、買い方等を習得して頂く必要があります。

○お知り合いに「買受人」がいる場合は、まずその方へご相談ください。  
（「買受人」の知り合いがいない場合は、買受人組合からの紹介となります。）

○6か月以上の業務経験ののち、以下の要件を全て満たせば、買受人補助者への申請が可能です。

（1）年齢が18歳以上であること。

（2）取引品目の取引業務について、6か月以上の経験を有する者であること。

（3）所属する予定の買受人組合長の承認を得ていること。

※買受人補助者になれば、所属買受人のもとで魚を購入することが可能です。

（ただし所属買受人との関係により、手数料等が発生する場合があります。）

STEP 3

## 買受人へ

○買受人補助者となつてから、以下の条件を満たせば「買受人」となることが可能です。

- (1) 常時売買に参加する者の年齢が**20歳以上**であること。
- (2) **買受人補助者となつてから**、取引品目の取引業務に**6か月以上の経験を有する者**であること。
- (3) 申請者が市場関係者に対し、**負債がないこと**。
- (4) 継続して売買に参加できると認められる者で、**申請月の前月より直近6か月の買上額が500万円以上あるものであること**。ただし、所属する組合が経験及び資力信用があると認めて特別に推薦した者で、卸売業者が取引を認めた者については、この限りでない。
- (5) 小田原市公設水産地方卸売市場**買受人組合長及び所属する予定の買受人組合長の承認**を得ていること。

※買受人となる場合は、上記の要件を満たしているほか、卸売会社との間で契約を締結する必要があり、また、別途保証金が発生する場合があります。



水産市場で取引される魚の入手方法については、買受人（もしくは補助者）となるほか、既存の買受人から魚を仕入れるなどの方法もあります。まずはお気軽にお電話でご相談ください。